

5－7 住所地特例の見直しへの対応について

住所地特例の見直しの概要については、平成17年2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料でお示ししたところ。

今般の資料は、住所地特例の見直しに伴って、平成18年4月までに必要となる資格管理事務及び特別徴収事務の具体的な内容についてお示しするものである。

なお、本事務は養護老人ホームが当該市町村にあるか否かにかかわらず、全ての市町村において必要な事務であるので留意されたい。

1 対応の概要

(1) 今回の見直しにより、住所地特例対象施設は以下のとおりとなる（法第13条）

- ・介護保険施設（注：定義規定の変更により、入所定員29人以下のものは含まなくなる。）
- ・介護専用型特定施設のうち、その入居定員が30人以上であるもの
- ・養護老人ホーム

(2) 施行に当たって必要となる事務は、上記のうち養護老人ホームに入所している者についての資格管理事務、保険料の設定事務及び特別徴収事務。

① 資格管理事務

措置入所者を入所措置市町村の被保険者とする。

② 保険料の設定事務

措置入所者から徴収する保険料の額を設定する。

③ 特別徴収事務

措置入所者が特別徴収の対象となるよう措置入所者の各種情報を年金保険者に報告する。

改正法附則第6条では、施行（平成18年4月1日）の際、現に措置を受けて養護老人ホームに入所している者は、施行日以後引き続き当該養護老人ホームに入所している間は、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とすると規定している。

※ 上記(1)のうち介護保険施設と介護専用型特定施設については、施行日以後に当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者を対象としており、施行日以後に入所・退所等があった者について、その都度資格管理事務と特別徴収事務を行うこととなる。

2 養護老人ホーム入所者に関する対応

(1) 対象者の把握

入所措置市町村（新保険者）は、措置を行っている部局（福祉部局等）から措置入所者の氏名、入所先等に関する情報を入手する。

① 新保険者と旧保険者間の照会・確認

新保険者は、措置入所対象者に関して、旧保険者（注1）に対し資格管理事務、保険料の設定事務及び特別徴収事務に必要な事項の照会・確認を行う。

ア 資格管理事務に必要な事項

- (i) 対象者の氏名、性別、生年月日及び住所
- (ii) 入所中の養護老人ホームの名称及び所在地 等

イ 保険料の設定事務に必要な事項

- (i) 世帯状況、税情報など保険料の設定に必要な情報

ウ 特別徴収事務に必要な事項

- (i) これまでの保険料の徴収方法（特別徴収又は普通徴収）
- (ii) 別紙様式1の項目

（注1）旧保険者に関する留意事項

通常、養護老人ホーム入所者は養護老人ホーム所在地に住民票を移しているので、基本的には施設所在地市町村が旧保険者となる。

ただし、例えばA市町村（新保険者）が措置を行い、B市町村にある養護老人ホームに入所したが、当該養護老人ホームに住所を移さず、C市町村に住所がある場合等、施設所在地市町村と旧保険者が一致しない場合もあるが、こうした場合、旧保険者はC市町村になるので、照会先はC市町村となる。

この場合において、新保険者は、必要であれば養護老人ホームに問い合わせを行うなどして旧保険者を把握する必要がある。

② 照会・確認の実施時期

この照会・確認については、特別徴収事務の関係から2月10日までに行う地共済への通知に間に合うよう行う必要がある。

ただし、上記①イについては、保険料を設定する際に必要となるので、各保険料の賦課に間に合うよう把握することとなる。

なお、照会・確認の後に措置入所者に追加・異動等があったときは、

順次情報を更新し、対応することとする。

(2) 資格管理事務について

① 新保険者の事務

ア 保険者変更の通知等

新保険者から、被保険者に対して、法改正により保険者が変更することについての通知（保険料の額及び徴収方法の変更などの注意事項を含む。）及び被保険者証の発行を行う。

イ 要介護認定者の場合の留意事項

要介護認定を受けている被保険者にあっては法第36条の規定による簡易の要介護認定及び要支援認定を行うことができるので、当該通知の中で、簡易の認定を行うか否かの確認を行うなどし、適宜対応（受給資格証明書の発行等）を行う。

② 旧保険者の事務

旧保険者から、被保険者に対して被保険者証の回収を行う。

(3) 特別徴収事務について

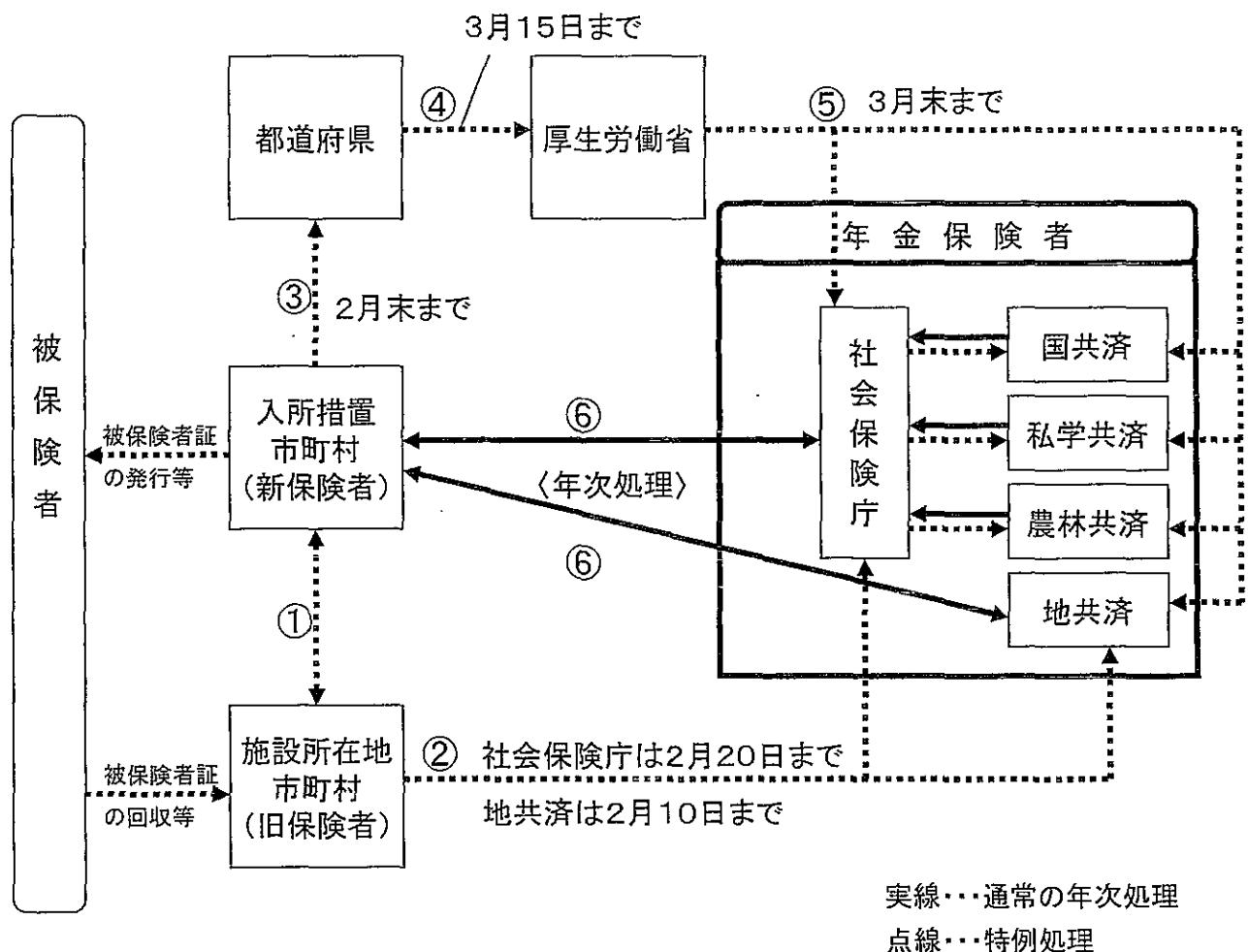
【趣旨】

住所地特例の見直しに伴い、養護老人ホームに入所中の者で、施行日前に特別徴収の方法により保険料を徴収していた者について、施行日以後も特別徴収の方法による対応が円滑に行われるよう以下の事務処理を行うものとする（注2）。

（注2）上記処理を行わない場合、年金保険者は対象者が住所地特例対象者であることを把握する契機がないため、住所地の市町村を保険者とみなし、特別徴収年次処理において、保険者ではない住所地市町村に特別徴収対象者情報を毎年通知することとなり、特別徴収が行われないことになる。

なお、当該対象者に係る特別徴収については、平成18年10月の本徴収にあわせて実施する。（4月から9月までは特別徴収とはならない。）

【事務処理の流れ】



【事務処理内容】

① 入所措置市町村(新保険者)は、措置入所者の状況を旧保険者に照会し確認する。

(照会・確認項目は2(1)①ウを参照)

[対象者の確認に際しては、新旧保険者間において連携を綿密にとりながら、適宜事務処理を進めること。]

② 施設所在地市町村(旧保険者)は、措置入所者にかかる介護特別徴収各種異動通知を作成し、地共済には2月10日まで、社会保険庁には2月20日までに通知する。

(年金保険者は、本通知により平成18年4月以降分の特別徴収を停止する。)

[上記②の介護特別徴収各種異動通知については、通知内容コード41(資格喪失等の通知)、各種区分コード03(特別事情)として設定すること。]

③ 入所措置市町村(新保険者)は上記①で確認した措置入所者のうち、現に特別徴収により保険料を徴収されている者について、別紙「住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表の作成について」に基づきデータを作成し、2月末迄に入所措置市町村が属する都道府県あて報告する。

なお、対象者がいない場合についてもその旨の報告が必要。

④ 都道府県は上記③の報告をとりまとめ、3月15日までに厚生労働省へ報告する。

⑤ 厚生労働省は上記④の報告をとりまとめ、3月末までに各年金保険者に報告する。

⑥ 年金保険者は上記⑤の情報を受けて年次処理により入所措置市町村(新保険者)に「平成18年度特別徴収対象者情報」を通知する。

※ 以上の特別徴収事務については、別途通知により示す予定。

住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表の作成について

住所地特例の見直しに伴い、養護老人ホームに入所中の者で、施行日前に特別徴収の方法により保険料を徴収していた者について、施行日以後も特別徴収の方法による対応が円滑に行われるよう、当該者を年金保険者が把握する必要があるので、下記1「記載方法について」に基づき様式を作成のうえ、とりまとめ先に提出すること。

なお、とりまとめ先への提出に際しては、下記2「一覧表の提出等について」を参考のうえ、取り扱いに留意すること。

記

1 記載方法について

【様式1】

住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表(記載例)

(○○○市)

特別徴収義務者コード (3桁)	基礎年金番号 (10桁)	年金コード (4桁)	氏名(カナ) (25桁)	生年月日 (西暦・8桁)	性別 (1桁) 男:1 女:2	市町村コード (新保険者) (5桁)	市町村コード (旧保険者) (5桁)
999	1234567890	1150	ヤマダ タロウ	19350101	1	12345	54321

(記載にかかる留意点)

- ・Excel表で作成すること。
- ・すべて半角文字とする。
- ・氏名(カナ)は、名字と名前の間に半角スペースを入れること。
- ・対象者の記載順については特に定めていない。

(参考:特別徴収義務者コード)

- | | |
|---------|----------------|
| 999 | 社会保険庁 |
| 501 | 国家公務員共済組合連合会 |
| 594～685 | 地方公務員共済組合連合会 |
| 686 | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| 687 | 農林漁業団体職員共済組合 |

2 一覧表の提出等について

市町村については(別添様式1)と(別添様式2)を作成し、都道府県へ提出する。また、都道府県については(別添様式3)を作成し、市町村から提出された一覧表(別添様式1)を取りまとめて、両方を厚生労働省へ提出すること。

なお提出にあたっては、FD等の媒体を使用し、とりまとめ先に郵送(書留)または手渡しにより行うものとし、細心の注意を払うこと。

※メールでの受け渡しは行わないこと。

〈対象者がいない場合〉

報告書(市町村は(様式第2号)、都道府県は(様式第3号))に対象者件数0件と明記し、報告すること。

なお、この場合の報告についてはメールによる報告も可とする。

【別添様式1】

住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表

(市町村名または都道府県名)

【別添様式2】

平成18年 月 日

〇〇〇県介護保険主管部（局） 御中

市・区
〇〇〇〇〇 町・村

住所地特例対象者（養護老人ホーム）報告書

標記について下記のとおり報告致します。

記

・対象者数 〇〇件

※ 対象者情報については、「住所地特例対象者（養護老人ホーム）一覧表」に収録。

【別添様式3】

平成18年 月 日

厚生労働省老健局介護保険課 御中

都・道
〇〇〇〇〇 府・県

住所地特例対象者（養護老人ホーム）報告書

標記について下記のとおり報告致します。

記

・対象者数 ○〇件

※ 対象者情報については、「住所地特例対象者（養護老人ホーム）一覧表」に収録。